



輸送機関 情報ガイド

アメリカ合衆国
渡航時の必要文書

2014年5月

Japanese



U.S. Customs and
Border Protection

目次

はじめに

パートI:

米国入国時の必要文書

- I. 空路による入国
 - A. 米国市民
 - B. 米国居住者
 - C. 訪問者
- II. 陸路および海路による入国
 - A. 米国市民
 - B. 米国居住者
 - C. 訪問者
- III. その他の分類
 - A. 査証免除プログラム
 - B. グアム-北マリアナ諸島自治連邦区査証免除プログラム
 - C. グアム / CNMIに入国するロシア市民
 - D. 特定の外国旅券の有効性
 - E. 近隣諸島一覧表
 - F. 自動再有効化
 - G. 電子フォームI-94

パートII:

空路で出国する際の必要文書

- A. 米国市民
- B. 米国居住者
- C. 訪問者

パートIII:

米国の渡航文書の例

パートIV:

査証の種類

パートV:

罰金対象となる違反の一覧表

パートVI:

クイックリファレンスチャート

パートVII:

事前旅客情報システム

パートVIII:

人身売買の可能性

はじめに

米国民、米国居住者、訪問者を含め、米国に入国を求める人はすべて、身分と国籍を証明する文書を所持していなければなりません。さらに、すべての旅行者は、その旅行目的を記載した適切な文書を所持する必要があります。米国法では、所持文書に不備のある旅客を米国に輸送した場合には、輸送機関が責任を問われることがあると定められています。

米国税関・国境取締局（CBP）の輸送機関情報ガイドは、旅行業界担当者の方々の参照資料として作成されています。このガイドでは米国への出入国者に適用されるさまざまな必要文書についての概要を説明します。輸送機関の担当者の方は、このガイドの全セクションを精読し、渡航文書の確認の際にこれを参照してください。このガイドの記載事項について輸送機関担当者の研修を必要とする場合は、Carrier Liaison Program（メールアドレスCLP@dhs.gov）またはCarrier Liaison（電話 1 (571) 468-1650）までご連絡ください。

CBPでは、海外輸送機関からの米国入国に関する問い合わせに対応するため、渡航文書の有効性判定に関する支援を主な目的として、地域輸送機関リエゾングループ（RCLG）を設立しました。RCLGは、提示された渡航文書の有効性と旅行者の入国許可に関して、輸送機関各社からの問い合わせにお答えします。渡航文書の有効性または入国許可に関する判定がなされる次第、RCLGはその旅行者の搭乗を許可するかそれとも拒否するかの**推奨意見**を提示します。搭乗の可否の最終判断は、各輸送機関に委ねられます。地域輸送機関リエゾングループは、マイアミ、ニューヨーク、ホノルルに設置されています。

最寄りの米国大使館または領事館の担当者に連絡がつかない場合は、各搭乗地を管轄範囲とするRCLG（電話番号は下記参照）にご連絡ください。出入国諮問プログラム（IAP）または共同セキュリティプログラム（JSP）のある空港では、IAPまたはJSP担当官にご連絡ください。

RCLGでは毎日24時間年中無休で問い合わせを受け付けています。このサービスは、米国行きすべてのフライトについて、世界中のあらゆる輸送機関各社にご利用いただけます。

RCLG	サービス管轄地域	電話番号
ホノルル	アジア・環太平洋	1-808-237-4632
マイアミ	中南米・カリブ海諸国	1-305-874-5444
ニューヨーク	ヨーロッパ・アフリカ・中東	1-718-553-1783

また、輸送機関の担当者には、米国政府の2つのウェブサイト、米国税関・国境取締局（CBP）www.cbp.govおよび米国国務省領事局www.travel.state.govで、最新情報と一般情報をご覧になるようお勧めします。

この輸送機関向け情報ガイドは、米国国土安全保障省 米国税関・国境取締局 現地業務運営課 輸送機関リエゾンプログラムにより発行されています。ご意見やご質問は下記にお寄せください：

U.S. Customs and Border Protection
Office of Field Operations
Carrier Liaison Program, Carrier Information Guide
12825 Worldgate Drive 6th Floor
Mailstop 1340
Herndon, VA 20598-1340, USA
電話：1 (571) 468-1650
FAX：1 (571) 468-1773
メール：CLP@dhs.gov

パートI:

米国入国時の必要文書

I. 空路による入国

西半球海外渡航イニシアチブ (WHTI) では、北米・南米大陸、カリブ海諸国、バミューダ諸島、および隣接する島において空路で出入国するすべての旅行者 (米国市民を含む) に対し、米国に入国または再入国するための身分および国籍を証明する旅券またはその他の認可文書を所持するよう求めています。

別に記載のない限り、渡航文書はすべて、有効であり、期限切れでない状態であればなりません。

A. 米国市民 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- NEXUSカード (指定のNEXUS地点でのみ使用)
- 米国政府発行の渡航書簡

米国市民の特別分類：

1. 米国市民の**現役軍人**は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
2. 米国市民の**商船船員**は、米国市民権を明示した米国商船船員カードを所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
3. 米国市民および米国国籍者が、外国の港または土地に一時上陸することなく、**米国国内およびその属領間を直接渡航**する場合には、有効な旅券を提示する必要はありません。米国属領には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。

B. 米国居住者 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- ・ 永住者カード (Form I-551)
- ・ カードの有効期限が延長されたことを示す通知 (Form I-797) が添付された、期限切れ条件付き永住者カード (Form I-551)
- ・ 移民査証および旅券
- ・ 一時居住者スタンプ (ADIT) の押された、旅券またはForm I-94
- ・ 再入国許可証 (Form I-327)
- ・ 難民渡航文書 (Form I-571)
- ・ 臨時入国許可証 (Form I-512)
- ・ 米国政府発行の渡航書簡 / リンカーン・ボーディング・フォイル

例外

合法的永住者 (LPR) が海外渡航中に出生した子供の場合、その母親が米国の合法的永住者外国人または米国民であれば、その子供は搭乗することができます。ただし、その子供の米国への入国申請が生後2年以内に行われることと、親がその子供の生後初めて米国に帰国する際に、その子供を同伴し、永住者として再入国申請を行うことが条件となります。

親への移民査証の発行後であるが、その親が移住者として初めて入国する前に、外国で生まれた子供は、その子供が旅券を所持しているか、親の旅券にその名が記載されており、出生証明書を所持している場合には、搭乗できます。

公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持し、米国軍に所属する外国人は搭乗できます。

C. 訪問者 / 乗り継ぎ旅客 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- ・ 旅券と査証 (査証免除の場合を除く)

査証免除の訪問者：
カナダ国民

- ・ 旅券が必要。E、K、Vの非移民査証分類 (パートIV参照) を除き、査証要件免除。

バミューダ国民

- 旅券が必要。E、K、Vの非移民査証分類（パートIV参照）を除き、査証要件免除。

メキシコ国民

- 旅券と査証、または
- 旅券と国境通過カード（BCC）

米国へ恒久的に派遣されておらず、**外交官用旅券あるいは公式旅券を所持しているメキシコの外交官（および同僚の家族）**は、6か月を超えない滞在期間で、査証も国境通過カードもなしで入国することができます。その外交官に同伴しない家族は、米国入国の際に査証が必要です。

公式の旅行命令書と北大西洋条約機構（NATO）身分証明カードを所持し、米国内のNATO本部に所属する**NATO職員**は、旅券および査証要件が免除されます。

バハマ国民またはバハマ居住の英国国民：バハマにおいてCBPにより搭乗前に入国審査が行われた場合は、査証は不要です。

ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島居住の英国国民：渡航者が、ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島から直接渡航し、犯罪歴がないことを明示した裁判所からの有効な証書を提示した場合、査証は不要です。

米領バージン諸島にのみ直接渡航する、英領バージン諸島に居住の英国国民：英領バージン諸島（BVI）から米領バージン諸島に直接渡航する、BVI居住の英国国民は、査証は不要です。BVIに居住する英国国民は査証免除プログラム（VWP）を利用できます。

査証免除プログラムの渡航者：指定国の国民は、商用または娯楽目的での短期間の滞在について、査証なしで米国に入国することができます。査証免除プログラム（VWP）、およびグアムー北マリアナ諸島自治連邦区査証免除プログラム（G-CNMI）の資格要件については、p. 15-17を参照してください。

II. 陸路および海路による入国 *

* 西半球からの海路による入国。東半球からの海路による入国の渡航文書要件については、パートIの「空路による入国」を参照してください。

西半球海外渡航イニシアチブについてはp. 9を参照してください。

A. 米国市民は、下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- 米国旅券カード
- 認証された旅行者カード (NEXUS、SENTRI、FAST、グローバル・エントリー・カード)
- 国または州発行の強化型運転免許証

米国市民の特別分類：

- 米国市民の現役軍人は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
- 米国市民の商船船員は、米国市民権を明示した米国商船船員カードを持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
- 米国市民および米国国籍者が、外国の港または土地に一時上陸することなく、**米国国内およびその属領間を直接渡航**する場合には、有効な旅券を提示する必要はありません。米国属領には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。
- エンハンスト・トライバル・カード (p. 35参照)
- ネイティブアメリカン・トライバル写真付きIDカード

B. 米国居住者 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 永住者カード (Form I-551)
- カードの有効期限が延長されたことを示す通知 (Form I-797) が添付された、期限切れ条件付き永住者カード (Form I-551)
- 移民査証および旅券
- 一時居住者スタンプ (ADIT) の押された、旅券またはForm I-94
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 臨時入国許可証 (Form I-512)
- 米国政府発行の渡航書簡 / リンカーン・ボーディング・フォイル

例外

合法的永住者 (LPR) が海外渡航中に出生した子供の場合、その母親が米国の合法的永住者外国人であれば、その子供は搭乗することができます。ただし、その子供の米国への入国申請が生後2年以内に行われることと、親がその子供の生後初めて米国に帰国する際に、その子供を同伴し、永住者として再入国申請を行うことが条件となります。

親への移民査証の発行後であるが、その親が移住者として初めて入国する前に、外国で生まれた子供は、その子供が旅券を所持しているか、親の旅券にその名が記載されており、出生証明書を所持している場合には、搭乗できます。

公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持し、米国軍に所属する外国人は搭乗できます。

C. 訪問者 / 乗り継ぎ旅客 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券と査証 (査証免除の場合を除く)

査証免除の訪問者

カナダ国民 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券
- E、K、V の非移民分類 (パートIV参照) を除き、査証要件免除
- カナダ市民権証明書

- ・ NEXUS、FAST、SENTRI
- ・ インディアン & ノーザン・アフエアーズ・カード
- ・ 国または州発行の強化型運転免許証

バミューダ国民

- ・ 旅券が必要。E、K、Vの非移民査証分類(パートIV参照)を除き、査証要件免除。

メキシコ国民

- ・ 旅券と査証または国境通過カード(陸路)
- ・ 旅券と査証、または旅券と国境通過カード(海路)

米国へ恒久的に派遣されておらず、**外交官用旅券あるいは公式旅券を所持しているメキシコ的外交官(および同伴の家族)**は、6か月を超えない滞在期間で、査証も国境通過カードもなしで入国することができます。その外交官に**同伴しない**家族は、米国入国の際に査証が必要です。

公式の旅行命令書と北大西洋条約機構(NATO)身分証明カードを所持し、米国内のNATO本部に所属する**NATO職員**は、旅券および査証要件が免除されます。

バハマ国民またはバハマ居住の英国国民：バハマにおいてCBPにより搭乗前に入国審査が行われた場合は、査証は不要です。

ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島居住の英国国民：渡航者が、ケイマン諸島またはタークス・カイコス諸島から直接渡航し、犯罪歴がないことを明示した裁判所からの有効な証書を提示した場合、査証は不要です。

米領バージン諸島にのみ直接渡航する、英領バージン諸島に居住の英国国民：英領バージン諸島(BVI)から米領バージン諸島に直接渡航する、BVI居住の英国国民は、査証は不要です。BVIに居住する英国国民は査証免除プログラム(VWP)を利用できます。

査証免除プログラムの渡航者：指定国の国民は、商用または娯楽目的での短期間の滞在について、査証なしで米国に入国することができます。VWPおよびG-CNMIの資格要件についてはp. 15-17を参照してください。

III. その他の分類

A. 査証免除プログラム

査証免除プログラムにより、特定の国の国民が観光または商用目的で最高90日間まで滞在する場合には査証を取得する必要がありません。

p. 16に記載の国の国民は、次の基準を満たす場合に限り、査証なしで米国に渡航することができます。

- VWP対象国が発行した機械読取式旅券 (MRP) を所持している
- 2005年10月25日以降に発行された旅券は、写真がデジタル写真である
- 2006年10月25日以降に発行された旅券は、e-passport (IC旅券) でなければならない
- 米国の永住者ではない
- 商用、娯楽、または乗り換え目的で、米国に90日間以内の一時的入国を求めている
- 指定輸送機関により空路または海路で渡航している
- ESTA認証済みである*
- 帰国または乗り継ぎのチケットを所持している
- 旅行は、隣接する属領または近隣諸島を最終目的地としていない (ただし、これらの地域の居住者である場合を除く)

* ESTA — 電子渡航認証システム

電子渡航認証システム (ESTA) とは、米国行き空路または海路の輸送機関に搭乗する前に、VWP対象国の国民が情報を申告するウェブベースのシステムです。ESTA登録は、38か国すべての国民に義務づけられています。ESTAに関する詳細はオンラインで<http://esta.cbp.dhs.gov>をご覧ください。

査証免除プログラム - 対象国

アイスランド	スイス	ハンガリー ³
アイルランド	スウェーデン	フィンランド
アンドラ	スペイン	フランス
イギリス連邦 ²	スロバキア ³	ブルネイ
イタリア	スロベニア ¹	ベルギー
エストニア ³	台湾 ^{3,5}	ポルトガル
オーストラリア	チェコ共和国 ³	マルタ ³
オーストリア	チリ ³	モナコ
オランダ	デンマーク	ラトビア ³
韓国 ³	ドイツ	リトアニア ³
ギリシャ ⁴	日本	リヒテンシュタイン
サンマリノ	ニュージーランド	ルクセンブルク
シンガポール	ノルウェー	

査証免除プログラム (続き)

1. スロベニア市民および国民が査証免除プログラムで米国に入国する際には、赤い表紙のスロベニア旅券のみを利用できます。
2. 英国旅券を所持する旅行者は、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、チャンネル諸島、マン島に無制限の居住権を有する必要があります。
3. これら10か国の市民は、IC旅券(表紙にICAOチップのロゴがあります)を提示しなければならないことに注意してください。

VWP対象国の緊急用および一時旅券はIC旅券(e-passport)要件の対象となっていますので注意してください。IC旅券要件に適合していないVWP緊急用旅券では、VWPによる米国への入国は認められなくなりました。

ドイツの緊急用および一時旅券Kinderpassでは、査証免除プログラムでの入国はできません。詳しくはオンラインで<http://www.cbp.gov/contact>をご覧ください。

4. 2006年8月26日時点で、Hellenic Policeによって発行されたギリシャe-PPのみが、VWPでの入国に有効です(p. 69参照)。
5. 個人識別番号が記載された台湾e-PPのみが、VWPに有効です(p. 69参照)。

B. グアム-北マリアナ諸島自治連邦区 (G-CNMI) 査証免除プログラム

GCVWPの申請者は、次のすべての基準が満たされた場合に、査証なしで搭乗することができます：

- G-CNMI VWP指定の輸送機関で渡航
- グアムまたはCNMIのみを旅行する
- 商用または娯楽目的の訪問者として、45日間以内の滞在のため入国を求めている
- 入国日から45日以内の、出発日確認済みの往復チケットを所持している
- 記入・署名済みのForm I-736とForm I-94を所持している
- 次の対象国により発行された、機械読取式旅券を所持する国民：

イギリス連邦	台湾**	パプアニューギニア
オーストラリア	ナウル	ブルネイ
韓国	日本	香港*
シンガポール	ニュージーランド	マレーシア

* 「British National Overseas」と記載されている英国旅券を所持している、または特別行政区 (SAR) 渡航文書を所持している、元植民地香港の市民を含みます。これら渡航文書は両方とも、香港身分証明カードと一緒になければなりません。

** 次の要件を満たす台湾居住者にのみ適用：

- 1) 台湾発で、台湾からグアムまたはCNMIへの直行便で渡航すること。
- 2) 台湾国籍証明カードと、台湾外務省発行の再入国許可証添付の有効な台湾旅券を所持していること。

C. グアム / CNMIに入国するロシア市民の臨時入国許可

2011年11月15日、米国国土安全保障省長官は、任意に臨時入国を許可する長官権限に基づき、ロシア市民のグアム入国を臨時に許可する決定覚書に署名しました。ロシア市民はCNMIに加え、グアムにも、臨時に入国許可が認められますが、ただし訪問者は下記に適合していることが条件となります：

- 外国の搭乗港から直接、G-CNMI VWPの指定輸送機関でグアムおよび/またはCNMIに渡航する。
- グアムおよび/またはCNMIへの渡航が、45日間を超えてはならない。
- ロシア市民は、グアムまたはCNMIのいずれかに臨時入国を許可され、グアムとCNMIの間を旅行することができるが、この地域に45日間を超えて滞在することはできない。
- グアムまたはCNMIへの入国日から45日以内の日付がある、返金・譲渡不能な往復チケットを所持している。
- 記入・署名済みのグアム-CNMI査証免除情報フォーム (CBP Form I-736) を所持している。
- 記入済みのCBP Form I-94 (出入国記録) を所持している。
- 期限が切れておらず有効な、国際民間航空機関 (ICAO) 準拠の、機械読取式旅券を所持している。
- 商用または娯楽目的の訪問者として分類される渡航者でなければならない。
- 臨時入国許可はグアムおよびCNMIのみに限定され、米国内の別の地域に渡航することを認めるものではない。
- この権限に基づき臨時入国が許可された訪問者は、地域の雇用または労働に関与してはならない。

D. 特定の海外旅券の有効性

6か月ルール

米国への渡航者は、予定する滞在期間を超えてさらに6か月以上有効な旅券を所持していなければなりません。

次に挙げる国の市民はこの6か月ルールが免除され、予定する滞在期間のみ有効な旅券が必要です。

アイスランド	シンガポール	パラオ
アイルランド	ジンバブエ	パラグアイ
アラブ首長国連邦	スイス	バルバドス
アルバーバ	スウェーデン	ハンガリー
アルジェリア	スペイン	ビルマ
アルゼンチン	スリナム	フィジー
アルメニア	スリランカ	フィリピン
アンゴラ	スロバキア	フィンランド
アンティグア・	スロベニア	ブラジル
バーブーダ	セイシエル	フランス
アンティル諸島	セルビア	ブルガリア
アンドラ	セントクリストフ	ベトナム
イギリス連邦	アー・ネイビス	ベネズエラ
イスラエル	セントビンセン	ベリーズ
イタリア	ト・グレナディ	ペルー
インド	ーン	ベルギー
インドネシア	セントルシア	ポーランド
ウクライナ	タイ	ボスニア・ヘルツェゴビナ
ウズベキスタン	台湾	ボリビア
ウルグアイ	チェコ共和国	ポルトガル
エジプト	チュニジア	香港(身分証明と旅券)
エストニア	チリ	マカオ
エチオピア	ツバル	マケドニア
エルサルバドル	デンマーク	マダガスカル
オーストラリア	ドイツ	マルタ
オーストリア	ドミニカ	マレーシア
オランダ	ドミニカ共和国	南アフリカ
ガイアナ	トリニダードト	メキシコ
カタール	バゴ	モーリシャス
カナダ	トルコ	モーリタニア
ガボン	ナイジェリア	モザンビーク
韓国	ニカラグア(すべての旅券)	モナコ
ギニア	日本	モルジブ
キプロス	ニュージーランド	モンゴル
ギリシャ	ネパール	モンテネグロ
グアテマラ	ノルウェー	ラトビア
クウェート	ハイチ	リトアニア
グルジア	パキスタン	リビア
グレナダ	バチカン(教皇庁)	リヒテンシュタイン
クアチア	パナマ	ルーマニア
コートジボアール	バハマ	ルクセンブルク
コスタリカ	パプアニューギ	レバノン
コロンビア	ニア	ロシア
サンマリノ	バミューダ	
ジャマイカ		

E. 近隣諸島一覧表

アルーバ	ドミニカ
アンギラ	ドミニカ共和国
アンティグア	トリニダードトバゴ
英領バージン諸島	バプーダ
キューバ*	ハイチ
キュラソー	バハマ
グアドループ	バミューダ
グレナダ	バルバドス
ケイマン諸島	ボネール
サバ	マリーガラント
サンバルテルミ	マルティニク
サンピエール	ミクロン
サンマルタン	モントセラト
ジャマイカ	
セントクリストファー・ネイビス	
セントビンセント・グレナディーン	
セントユースタティウス	
セントルシア	
タークス・カイコス諸島	

* キューバは、米国への入国に関しては必ずしも近隣諸島国家として扱われません。そのように明示されている場合には例外として扱われます。

F. 自動再有効化

査証の有効期限が切れた訪問者（および同伴する配偶者や子供）は、次の要件を満たす場合に搭乗することができます：

- カナダまたはメキシコから渡航
- カナダまたはメキシコに最高30日間滞在し、その間米国に不在
- 当初の入国許可の有効期限内であるか、または滞在延長を示す、確認署名済みのForm I-94を所持
- 旅券を所持
- 米国外に滞在中、新たな米国査証を申請していない
- 訪問者ステータス（22 CFR 41.112(d)）に変更またはこれを維持

FおよびJカテゴリーの査証を所持する学生および交換プログラム参加者は、自動再有効化プログラムの対象となるには、次の要件をすべて満たす必要があります：

- カナダ、メキシコ、または隣接諸島（キューバを除く）から渡航
- カナダ、メキシコ、または隣接諸島に最高30日間滞在したため、その間米国に不在
- F-1の場合はForm I-20、J-1の場合はForm DS-2019の資格証明書を所持
- 当初の入国許可がまだ有効であるか、または滞在延長を示す、確認署名済みのForm I-94を所持
- 旅券を所持
- 米国外に滞在中、新たな米国査証を申請していない
- 訪問者ステータス（22 CFR 41.112(d)）に変更またはこれを維持

2013年5月14日、CBPでは空路・海路入国時のForm I-94を自動化しました。

紙のフォームや電子的プリントアウトは、再有効化のために使用することができます。

自動査証再有効化は、キューバ、イラン、スーダン、シリアの国民には適用されません。

G. 電子フォームI-94

CBPでは、空路・海路の場合に電子的にI-94を作成するようになりました。空路・海路の渡航者には、紙のI-94はもう必要ありません。渡航者は、到着時以降、www.cbp.gov/I94で自分のI-94にアクセスできます。I-94のウェブサイトプリントアウトが、紙のI-94と同じ目的で使用されます。

I-94 Admission Number Retrieval Page 1 of 1

 **U.S. Customs and Border Protection**
Securing America's Borders

Get I-94 Number I-94 FAQ

Admission (I-94) Number Retrieval
Admission (I-94) Record Number: 69000000002

Admit Until Date (MMDDYYYY): 10-10-2012

Details provided on Admission(I-94) form:

Family Name:	LI
First (Given) Name:	Lyle
Birth Date (MMDDYYYY):	01-01-1986
Passport Number:	91212213
Passport Country of Issuance:	Mexico
Date of Entry (MMDDYYYY):	04-11-2012
Class of Admission:	B1

▶ If an employer, local, state or federal agency requests admission information, present your admission (I-94) number along with any additional required documents requested by the employer or agency.
▶ Note: For security reasons, we recommend that you close your browser after you have finished retrieving your I-94 number.

<http://aprcms-d022.dev1.cbp.dhs.gov:9001/I94/request.html> 6/27/2012

パートII:

空路で出国する際の必要文書

II. 空路による出国

西半球海外渡航イニシアチブ (WHTI) では、北米・南米大陸、カリブ海諸国、バミューダ諸島、および隣接する島において空路で出入国するすべての旅行者 (米国市民を含む) に対し、米国に入国または再入国するための身分および国籍を証明する旅券またはその他の認可文書を所持するよう求めています。

別に記載のない限り、渡航文書はすべて、有効であり、期限切れでない状態でなければなりません。

A. 米国市民 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 米国旅券
- NEXUSカード (指定のNEXUS地点でのみ使用)
- 米国政府発行の渡航書簡

例外：

1. **米国市民の現役軍人**は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
2. **米国市民の商船船員**は、米国市民権を明示した米国商船船員カードを所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。
3. 米国市民および米国国籍者が、外国の港または土地に一時上陸することなく、**米国国内およびその属領間を直接渡航**する場合には、旅券を提示する必要はありません。米国属領には、グアム、プエルトリコ、米領バージン諸島、米領サモア、スウェインズ島、北マリアナ諸島自治区などがあります。

B. 米国居住者 — 下記のいずれかを提示する必要があります：

- 旅券
- 永住者カード (Form I-551)
- 一時居住者スタンプ (ADIT) の押された、旅券または
- 再入国許可証 (Form I-327)
- 難民渡航文書 (Form I-571)
- 公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持し、米国軍に所属する外国人は搭乗できます。

C. 訪問者 – 下記を提示する必要があります：

- 旅券

例外：

緊急時渡航文書：緊急用渡航文書は、渡航者の本国への渡航のために大使館または領事館が発行するものです。通常、有効期間は短期（1年以内）であり、入国回数を制限することもあります。緊急用渡航文書は、通常の旅券であることも、領事館のレターヘッドを使用した1枚の書簡であることもあります。

国籍証明書、セジュラス、マトリキュラス コンシューラー、市民権証明書、市民権取得証明書、および他の民間身分証明書または出生証明書は渡航文書とは**見なされず**、空路にて米国から出国するためには利用できません。

強制送還命令：強制送還命令は、滞在を許可できない外国人を米国から除去、退去、あるいは送還するために使用されます。米国税関国境取締局（CBP）、並びに移民税関執行局（ICE）が発行する強制送還命令には、様々な書式があります。最も一般的なのは、片道渡航書簡です。

注：目的地の国によっては他の書類が必要な場合もあります。



片道渡航書簡

パートIII：

米国の渡航文書の例

パートIII： 米国の渡航文書

米国旅券	30
緊急用米国旅券	31
米国旅券カード	32
NEXUS カード.....	32
軍人身分証明カード	33
米国商船船員カード	34
グローバル・エントリー・カード.....	34
SENTRI & エンハンスト・トライバル・カード	35
強化型運転免許証.....	35
永住者カード	36
期限延長通知	38
ADIT スタンプ	39
移民査証	40
再入国許可証	41
難民渡航文書	42
就労許可証.....	43
臨時入国許可証	45
渡航書問	46
リンカーン・ボーディング・フォイル.....	47
訪問者査証.....	48
米国国境通過カード	49
国連通行許可証	50

米国旅券 e-Passport (IC旅券)

米国発行のe-Passportは、表紙にある国際e-Passportのロゴで見分けられます。このロゴのある旅券は、所持者の個人データおよび生体識別情報を搭載したICチップが入っています。



2006年版

米国旅券

米国が発行する旅券には、黒表紙の外交旅券、茶色い表紙の公式旅券、および青い表紙の旅行者旅券があります。



Date of expiration / Date d'expiration / Fecha de caducidad
15 Nov 2018
 Amendments / Modifications / Enmiendas



1998年版

Date of expiration / Date d'expiration / Fecha de caducidad
10 AUG 2017



緊急用旅券

軍人身分証明カード

米国の現役軍人は、公式の旅行命令書と軍人身分証明書を所持している場合、米国旅券なしでも搭乗できます。



REQUEST AND AUTHORIZATION FOR TRIP TRAVEL OF DOD PERSONNEL				DATE OF REQUEST (Month/Day/Year)	
REQUEST FOR OFFICIAL TRAVEL					
1. NAME (Last, First, Middle Initial)		10. POSITION TITLE AND ORGANIZATION		11. DUTY STATION NUMBER (Include Zip Code)	
3. LOCATION OF PERMANENT DUTY STATION (POB)		4. ORGANIZATIONAL ELEMENT		5. DUTY STATION NUMBER (Include Zip Code)	
6. TYPE OF TRIP		7. TRIP PURPOSE (See JTR, Chapter 1)		8. OFFICIAL USE ONLY (Leave Blank)	
12. ITINERARY		13. COMMENTS (If necessary)			
14. MANAGEMENT'S SIGNATURE					
15. AUTHORIZED COST		16. TRAVEL APPROVAL (See JTR, Chapter 1)		17. AUTHORIZED BY	
18. APPROVED BY		19. TRAVEL ORDER NUMBER		20. TRAVEL ORDER NUMBER	
DD FORM 1610, JAN 2001 (SEE INSTRUCTIONS ON REVERSE SIDE)					

PRIVACY ACT STATEMENT	
AUTHORITY: 5 U.S.C. 552a, 562, and 5 U.S.C. 552a	
PRINCIPAL PURPOSE: Used for planning, approving, and accounting for official travel.	
ROUTINE USES: None.	
DISCLOSURE: Voluntary, however, failure to provide the requested information may delay or preclude timely authorization of your travel request.	
18. REMARKS (For use only for special circumstances, such as travel requests, extensions, approvals, etc.)	
DD FORM 1610 (BACK), JAN 2001	

軍人用命令書Form DD-1610

注：軍人用旅行命令書によっては、Form DD-1610ではないものもあります

米国商船船員カード

この渡航文書に所持者が米国市民であることが明記されている場合には、米国旅券の代わりにこの米国商船船員カードを使用できます。



Expires
02/03/2016

Citizenship: UNITED STATES

グローバル・エントリー・カード

グローバル・エントリー・プログラムは、事前承認済みで危険度の低い旅行者について、米国到着時のプロセスを促進するものです。

Expiration Date/Date d'expiration/Expira el
04 JUL 1781



グローバル・エントリー・カード

強化型運転免許証

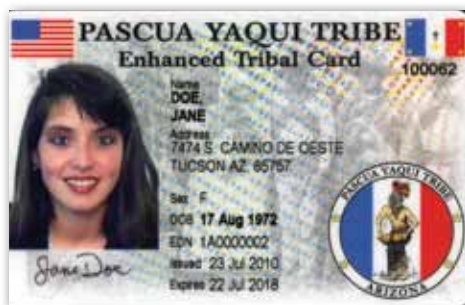


SENTRIカード

Sentriプログラムは、事前承認済みで危険度の低い旅行者について、南側国境入国時のプロセスを促進するものです。



エンハンスト・トライバル・カード



強化型運転免許証とエンハンスト・トライバル・カードは、所持者の身分と米国市民であることを証明します。これらの文書はWHTIに基づいた渡航ルールに準拠するために、多くの国々の協力によって開発されたものです。米国市民は、カナダあるいはメキシコ国境を通過する際、強化型運転免許証を旅券の代わりとして使用することができます。

期限延長通知

条件付き永住者の永住カードの有効期限（2年間）が切れている場合は、期限延長通知（Form I-797）を所持していれば搭乗できます。期限延長通知は、カードの有効期限を一定の期間延長します（通常1年間）。通知に記載されている「Receipt Date」は、カードの有効期限とは無関係です。旅券は必要ありません。



Card Expires: **11/14/13**

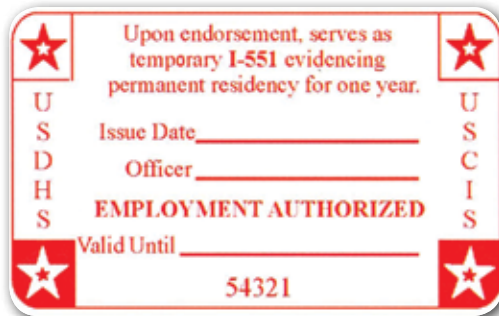
注：Form I-797の外観と記載のデータは、米国民権・移民局の発行事務所によって異なる場合があります。Form I-797について確信がもてない場合は、搭乗の前にRCLG担当者に連絡してください。

ADITスタンプ

合法的永住者 (LPR) は、有効な外国人証明および電子通信 (ADIT) スタンプを所持している場合には、米国への再入国が許可されます。ADITスタンプは、永住者資格を証明する一時的なものであり、旅券またはForm I-94に捺印されます。



CBP版



USCIS版

移民査証

移民査証は国務省が発行し、移民の旅券に添付されます。

移民が米国への入国を許可されると、移民査証は再入国文書となり、署名確認日より1年間有効となります。「UPON ENDORSEMENT SERVES AS TEMPORARY I-551 EVIDENCING PERMANENT RESIDENCE FOR 1 YEAR」（署名により有効とされてから1年間の在留資格を有するものとして、暫定的にI-551の役割を果たす）という文言が、査証の機械読取部分の上に記載されます。この文書は旅行および雇用目的に使用され、ADITスタンプに代わるものとなります。

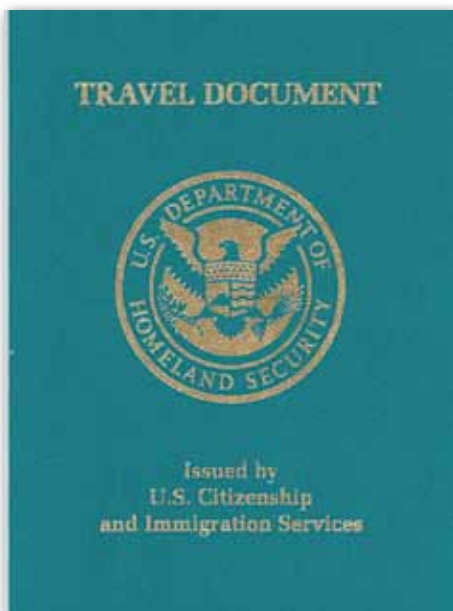
有効確認



UPON ENDORSEMENT SERVES AS TEMPORARY I-551 EVIDENCING PERMANENT RESIDENCE FOR 1 YEAR

再入国許可証

合法的永住者は、永住者カードを所持しない場合でも再入国許可証 (Form I-327) があれば、米国に再入国できます。旅行者が再入国許可証を提示した場合は、米国外での滞在期間が一年を超えることができます。



Date of Expiration/Date
25 MAR/MARS 2024

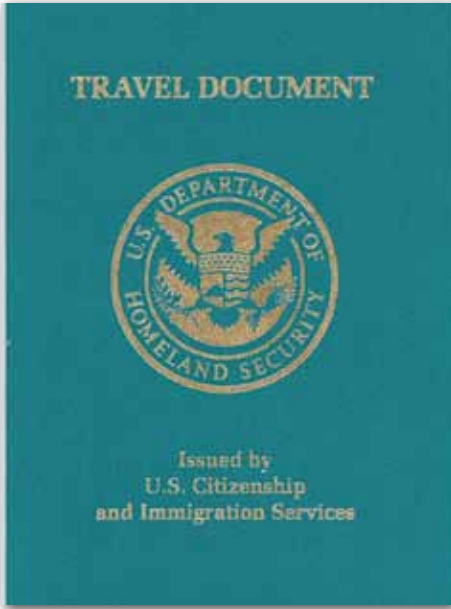
Permit to Re-Enter/
Permis de Réentrée



2007年版

難民渡航文書

難民渡航文書 (Form I-571) は、米国の出入国に有効です。



Date of Expiration/Date
25 MAR/MARS 2024

Refugee Travel Document/
 Titre de voyage pour réfugié



2005年版

就労許可証 (EAD)

就労許可証 (Form I-766) は、就労が許可されている証拠として米国の合法的一時居住者または特定の非移民に対して発行されるものです。期限の切れていないEADの表側に「VALID FOR RE-ENTRY TO THE U.S.」(米国への再入国に有効)との文言が記載されている場合は、輸送機関は、この文書と共に有効な旅券またはその他の有効渡航文書を提示した旅行者を搭乗させることができます。

注意：すべての就労許可証が渡航に有効なわけではありません。カードの表側に「NOT VALID FOR RE-ENTRY」(再入国には無効)と記載されている場合、輸送機関は、このガイドに記載されている有効な米国人国入国文書を所持していない限り、この旅行者を搭乗させることはできません。



NOT VALID FOR REENTRY TO U.S.

Card Expires: **05/10/20**



VALID FOR REENTRY TO U.S.

就労許可証

この「コンボ・カード」(Form I-766)は、事前臨時入国許可証(p. 45の Form I-512)と、米国内の就労許可を組み合わせた役割を果たします。期限の切れていないEADの表側に「SERVES AS I-512 ADVANCE PAROLE」(I-512事前臨時入国許可として機能する)との文言が記載されている場合は、輸送機関は、この文書と共に有効な旅券またはその他の有効渡航文書を提示した旅行者を搭乗させることができます。



臨時入国許可証

臨時入国許可証 (Form I-512) 所持者は、米国への入国または再入国を申請できます。この文書の所持者は、文書の有効期限内であれば搭乗できます。文書が何らかのスタンプで有効確認されていても、臨時入国許可証に印刷された有効期限は延長されません。

Department of Homeland Security U.S. Citizenship and Immigration Services		AUTHORIZATION FOR PAROLE OF AN ALIEN INTO THE UNITED STATES	
Name of Alien: (First)	(Middle)	(Last)	Date
JANE		DOE	10/1/2014
			File Number
			511111111
Date of Birth: (Month)(Day) (Year)	Place of Birth: (City or Town)(State or Province) (Country)		
10/1/1975	UNITED KINGDOM		
U.S. Address: (Apt. Number and/or in Care of) (Number and Street)		(City or Town)	(State) (ZIP Code)
11 ANY STREET		ANY TOWN	NY 11111
<p>Presentation of the attached duplicate of this document will authorize a transportation line to accept the named person on board for travel to the United States without liability under Section 273 of the Immigration and Nationality Act for bringing an alien who does not have a visa.</p> <p>Presentation of the original of this document prior to September 16, 2015 will authorize an Immigration Officer at a port of entry in the United States to permit the named person, whose photograph appears herein, to enter the United States:</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> as an alien paroled pursuant to Section 212(d)(5) of the Immigration and Nationality Act.</p>			
<p>AUTHORIZATION: The holder of this authorization is an applicant for adjustment of status under the Immigration and Nationality Act. The holder departed the United States temporarily and intends to return to the United States to resume processing of the adjustment of status application. Contingent upon his or her prima facie eligibility, the holder of this document shall be permitted into the United States pursuant to the authority of ANDREA J. QUARANTILLO, District Director, NYC.</p> <p>VALID FOR MULTIPLE APPLICATIONS FOR PAROLE INTO THE UNITED STATES.</p> <p>NOTICE TO APPLICANT: Presentation of this authorization will permit you to resume your application for adjustment of status upon your return to the United States. If your adjustment application is denied, you will be subject to removal proceedings under Section 235(c)(1) or 240 of the Act. If, after April 1, 1997, you were unlawfully present in the United States for more than 180 days before applying for adjustment of status, you may be found inadmissible under Section 212(a)(9)(B) of the Act when you return to the United States to resume the processing of your application. If you are found inadmissible, you will need to qualify for a waiver of inadmissibility in order for your adjustment of status application to be approved.</p>			
 (Signature of Immigration Officer)		New York, District Office Authorizing Officer: CP	
			
Form I-512 (Rev. 03-01-03)NY		TO ALIEN	

注：Form I-512 の外観と記載のデータは、発行事務所によって異なる場合があります。

渡航書簡

渡航書簡は、米国大使館または領事館において、米国民、合法的永住者、あるいは難民に発行されることがあります。この書簡の所持者は、有効期限内であれば米国に入国できます。

U.S. Department of Homeland Security
U.S. Customs and Border Protection
American Embassy Cairo, Egypt

 U.S. Customs and Border Protection

AUTHORIZATION TO TRANSPORT ALIEN TO THE UNITED STATES

Date issued: **May, 29, 2015**
This Document Valid Until: **June, 27, 2015**
Document Number: [REDACTED]
Name of Bearer: [REDACTED]
Date/Place of birth: [REDACTED]
Permanent Resident Card Number: # [REDACTED]
Passport Number/Country: [REDACTED]

TO: Transportation Company

Presentation of this document will authorize a transportation company to accept the named bearer, whose photograph is attached, on board for travel to the United States without liability under Section 273(b) of the Immigration and Nationality Act for transporting an alien without a visa to the United States. In the event of evidence of tampering with this letter or with the copy of this letter directed to the CBP Officer or with the envelopes in which these letters are conveyed, the transportation company is requested not to board the person named above and to report the evidence of tampering to this office at **CBP CAIRO OFFICE NUMBER [REDACTED]** or after normal business hours to call the Embassy Duty Officer via the Embassy switch board at **EMBASSY CAIRO DUTY OFFICER CELL NUMBER [REDACTED]**

TO: Customs and Border Protection (CBP) Officer at Port of Entry

The bearer of this document, who appears to be a lawful permanent resident of the United States, is not in possession of an Alien Registration Card (I-551) for the stated reason that it was reported lost while temporarily outside of the United States. This document was issued to allow the bearer to board a carrier and make application for admission to the United States.

This letter in no way constitutes an obligation on the United States Government to admit the alien. The CBP Officer at the Port of Entry has sole and exclusive authority to admit the above named alien. A copy of this letter has been retained by this office along with the bearer's declaration as to his/her claimed status as a Lawful Permanent Resident alien of the United States.

Issued by:

Ibtisam Amer, CBP Attaché

Telephone:
CBP CAIRO OFFICE NUMBER [REDACTED]


Photograph

注：外観と記載のデータは、発行事務所によって異なる場合があります。この書簡は、国務省、移民税関執行局、税関・国境取締局、または市民権・移民局により発行されます。

米国国境通過カード

米国国務省によって発行される国境通過カード (BCC) は、B1/ B2観光査証と国境通過カードを組み合わせたクレジットカードサイズのプラスチック製カードです。国境通過カードは、米国—メキシコ国境沿いに住むメキシコ居住のメキシコ国民のみに発行されます。



パートIV:

査証の種類

パートIV: 査証の種類

- A-1 政府関係者および近親者
- A-2 政府関係者および近親者
- A-3 A-1またはA-2の被雇用者
- B-1 商用目的の一時訪問者
- B-2 観光目的の一時訪問者
- C-1 米国で乗り継ぎ
- C-1/D 乗り継ぎおよび乗務員査証の組み合わせ
- C-2 国連への渡航
- C-3 政府関係者、近親 / 被雇用者の米国での乗り継ぎ
- C-W1 北マリアナ諸島自治区限定移行期労働者
- C-W2 C-W1の配偶者または子供
- D-1 入国と同じ船舶・航空機にて出国の乗務員
- D-2 他の船舶・航空機または輸送機関にて出国の乗務員
- E-1 貿易事業駐在員、配偶者、および子供
- E-2 投資関連駐在員、配偶者、および子供
- E-2C 北マリアナ諸島自治区投資関連駐在員、その配偶者、または子供
- E-3 専門職に従事するオーストラリア国民
- E-3D E-3の配偶者または子供
- E-3R E-3の再入国
- F-1 学生
- F-2 F-1の配偶者または子供
- F-3 カナダまたはメキシコ国籍の通学生
- G-1 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-2 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-3 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-4 国際的組織の代表者および被雇用者
- G-5 G 1-4の近親者またはその被雇用者
- H-1B 専門職従事者
- H-1B1 チリおよびシンガポールからの自由貿易事業専門家
- H-1C 看護師
- H-2A 一時的農業従事者
- H-2B 一時的農業従事者 - 特殊技能者 / 単純労働者
- H-2R H-2Bの再入国
- H-3 工業研修員
- H-4 H-1 - H-3の配偶者または子供
- I 外国メディア関係者および近親者
- J-1 交流訪問者
- J-2 J-1の配偶者または子供
- K-1 米国市民の婚約者
- K-2 K-1の子供
- K-3 米国市民の配偶者
- K-4 K-3の子供
- L-1 企業内転勤者
- L-1B 専門知識を持つ企業内転勤者
- L-2 L-1の配偶者または子供
- M-1 職業訓練生またはその他の学問以外の学生
- M-2 M-1の配偶者または子供
- M-3 カナダまたはメキシコ国籍の通学生

- N-8 特別移民として分類される外国人の親
- N-9 N-8または特別移民の子供
- NATO-1 職員および家族
- NATO-2 職員および家族
- NATO-3 職員および家族
- NATO-4 職員および家族
- NATO-5 NATO 1-4の被雇用者
- NATO-6 NATO 1-4の被雇用者
- NATO-7 NATO 1-6または近親者の被雇用者
- O-1 特殊技能
- O-2 O-1の同伴者 / 補助者
- O-3 O-1 - O-2の配偶者または子供
- P-1 個人またはチームの運動選手、芸能グループ
- P-2 交流プログラムに参加する芸術家および芸能人
- P-3 文化的に独特なプログラムに参加する芸術家および芸能人
- P-4 P-1 - P-3の配偶者または子供
- Q-1 国際文化交流
- Q-2 アイルランド和平プロセス文化交流
- O-3 Q-1 - Q-2の配偶者または子供
- R-1 宗教関係者
- R-2 R-1の配偶者または子供
- S 特別非移民
- T 特別非移民
- U 特別非移民
- TN カナダ、メキシコ、NAFTAの貿易事業査証
- TD TNの配偶者または子供
- V-1 合法的永住者 (LPR) の配偶者
- V-2 V-1の子供
- V-3 V-1またはV-2の未婚で21歳未満の子
- YY 渡航書簡に代わる国務省発行の査証
- ZZ 渡航書簡に代わる国務省発行の査証
- PARCIS 米国市民権・移民局国際業務課が承認した臨時入国

パートV:

罰金対象となる違反の一覧表

パートV: 移民・国籍法 (INA) の罰金対象部分

次の表には、移民・国籍法によりCBPが発行している罰金項目が記載されています。詳細は移民・国籍法および該当する規則を参照してください。

移民・国籍法条項	状況	罰金上限額
234	航空機の事前到着通知がない、または航空機が未許可の場所に着陸した。	\$3,200
243(c)	指令通り乗客を降ろさなかった [241(d)(3) 参照]。	\$3,200
	指令通りに乗客を降ろすための費用を払わなかった [241(e) 参照]。	\$2,200
	指令通り乗客を再搭乗させなかった [241(d)(1) 参照]。	\$2,200
	調査があるまで密航者を拘留しなかった [241(d)(2) 参照]。	\$2,200
	指令通りに乗客を降ろすための費用を払わなかった [241(e) 参照]。	\$2,200
	密航者を降ろさなかった [241(d)(2)(C) 参照]。	\$5,500
251 (b)	到着時に外国人乗務員の完全なりストを提出しなかった。	\$320
251 (d)	外国人乗務員による非認可の沿岸業務を行った [258参照]。	\$7,500
254(a)(1)	検閲前に外国人乗務員を拘留しなかった。	\$4,300
254(a)(2)	指令通り外国人乗務員を拘留しなかった。	\$4,300
254(a)(3)	指令通り外国人乗務員を排除しなかった。	\$4,300
255	客船において、特定の疾病のある乗務員を雇用した。	\$1,100
256	外国人乗務員を不正に解雇した。	\$4,300
257	CBP法から逃れることを意図して外国人を米国に輸送した。	\$16,000

移民・ 国籍法条項	状況	罰金 上限額
271	外国人の不正上陸を回避しなかった。	\$4,300
272	健康上の理由で入国不許可になることを承知で外国人を輸送した。	\$4,300
273(a)(1)	期限の切れていない有効な入国書類を所持していない外国人を輸送した。	\$4,300
273(a)(2)	外国人を搭乗させることを条件に料金や手付け金を受け取るか、斟酌を行った。	\$4,300
	2004年10月26日以降の有効な機械読取式旅券(MRP)を所持していない外国人を査証免除プログラム(VWP)により輸送した。	\$4,300
	2005年10月26日以降の機械読取式旅券にデジタル写真がない外国人をVWPにより輸送した。	\$4,300
	2005年10月26日以降の生体識別チップが埋め込まれたMRPにデジタル写真がない外国人をVWPにより輸送した。	\$4,300
	ESTA認証のない外国人をVWPにより輸送した。	\$4,300

パートVI:

渡航文書クイックレファレンス
チャート

空路で入国する際の必要文書

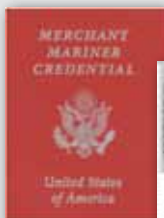
米国市民は下記のいずれかを提示する必要があります：



米国旅券



軍人身分証明カード
(公式の旅行命令書と一緒に)



商船舶員カード



NEXUSカード
(Nexusキオスクのみで使用可能)

空路で入国する際の必要文書

米国市民は下記のいずれかを提示する必要があります(続き):

U.S. Department of Homeland Security
U.S. Customs and Border Protection
American Embassy (ENTR Office)

U.S. Customs and Border Protection

AUTHORIZATION TO TRANSPORT ALIEN TO THE UNITED STATES

Date Issued:
This Document Valid Until:
Document Number:

Name of Bearer:
Date/Place of birth:
Permanent Resident Card Number:
Passport Number:

TO: Transportation Company

Presentation of this document will authorize a transportation company to accept the named bearer, whose photograph is attached, on board for travel to the United States without liability under Section 278(a) of the Immigration and Nationality Act for this single trip unless otherwise noted. In the event of evidence of tampering with this letter or with the copy of this letter directed to the CBP Officer or with the envelopes in which these letters are conveyed, the transportation company is expected not to board the person named above and to report the evidence of tampering to this office at (insert tel. number) or after normal business hours to call the Embassy Duty Officer at: (insert tel. number).

TO: Customs and Border Protection (CBP) Officer at Port of Entry

The bearer of this document, who appears to be a lawful permanent resident of the United States, is not in possession of a Alien Registration Card (I-551) for the stated reason that it was reported (insert what applies e.g., **Lost, Stolen, Expired, Mutilated**) while temporarily outside of the United States. This document was issued to allow the bearer to board a carrier and make application for admission to the United States.

This letter in no way constitutes an obligation on the United States Government to admit the alien. CBP at the port of entry has sole and exclusive authority to admit the above named alien. A copy of this letter has been retained by this office along with the bearer's sworn affidavit as to his/her claimed status as a Lawful Permanent Resident alien of the United States.

Issued by: _____

Telephone: _____

Photo

渡航書問



リンカーン・ボーディング・ファイル

空路で入国する際の必要文書

カナダおよびバミューダ国民
は下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券



英国旅券中にこのスタンプがある場合、バミューダの市民権を持つことを示します



臨時入国許可証



NEXUSカード
(Nexusキオスクのみで
使用可能)

空路で入国する際の必要文書

メキシコ国民は下記を提示する必要があります：



旅券と査証

または



旅券と国境通過カード

または



臨時入国許可証

旅券と、有効期限内のEAD

空路で入国する際の必要文書

合法的永住者は下記のいずれかを提示する必要があります：



ADITスタンプ



DHS 渡航文書



移民査証



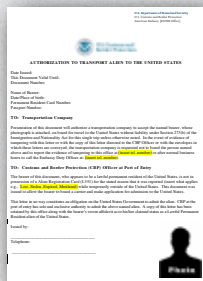
臨時入国許可証



永住者カード



リンカーン・ボーディング・foil



渡航書簡

空路で入国する際の必要文書

VWP対象の旅行者は下記を提示する必要があります：



ならびに

VWP対応旅券



ならびに

機械読取式旅券



ならびに

2005年10月25日以降に
発行された場合は
デジタル写真



2006年10月25日以降に
発行された場合は
E-Passport (IC旅券)

空路で出国する際の必要文書

米国市民は下記のいずれかを提示する必要があります：



旅券



NEXUSカード



Military
軍人身分証明カード
(公式の旅行命令書と一緒に)



商船船員カード

空路で出国する際の必要文書

合法的米国永住者

は下記のいずれかを提示する必要があります：



永住者カード



移民査証



旅券



DHS渡航文書



臨時入国許可証



ADITスタンプ



空路で出国する際の必要文書

カナダ市民は下記のいずれかを提示する必要があります：



NEXUSカード



旅券

その他すべての旅客は、旅券、緊急時渡航文書、強制送還命令書のいずれかが必要です。



旅券



片道渡航書簡



緊急時渡航文書

空路で出国する際の必要文書

空路による米国出入国時の文書として**無効**なものには下記が挙げられます：

- 運転免許証
- 出生証明書
- 市民権証書（またはカード）
- 市民権取得証明書
- マトリキュラス コンシューラー
- セジューラス
- 国籍証明書

不明な場合は、CBP地域輸送機関リエゾングループ (RCLG) または最寄りの入国港へお問い合わせください。



無効となったテスリン査証の例

陸路および海路での必要文書

米国市民は下記のいずれかを提示する必要があります：



米国旅券



米国旅券カード



SENTRIカード



NEXUSカード



国または州発行の強化型
運転免許証



エンハンスト・トライバル・カード



グローバル・エントリー・カード

陸路および海路での必要文書

カナダ市民は下記のいずれかを提示する必要があります：



NEXUSカード



旅券



SENTRIカード



ノーザン・アフェアーズ・カード



国または州発行の強化型運転免許証

パートVII:

事前旅客情報システム

事前旅客情報システム (APIS) は航空業界との協力を通じて1989年に米国政府により開発された任意のプログラムです。義務付けとしてのAPISはまず2001年航空・輸送安全法 (ATSA)、そして2002年強化国境保安・査証改正法により実施されました。9/11委員会提言を受けて、米国議会では、2004年情報改正・テロ防止法 (IRTPA) に基づき、出発前に、空路および海路で渡航する国際旅客についての事前の情報を受け取る要件をDHSが確立するよう義務付けました。

民間航空会社用APIS搭乗前手続きおよびAPISクイックエリリー (AQQ)

2007年8月23日、CBPは2008年2月19日から180日を実施準備期間とするAPIS搭乗前最終規則を発表しました。この規則はそれまでの規則を改正し、データ送信のための3つの選択肢を民間航空会社に提供するものです。

データ送信

航空会社は搭乗前APISデータを次のいずれかの方法で送信できます：

- インタラクティブ型または非インタラクティブ型のAPIS一括送信では、航空会社が、航空機の搭乗ゲートが閉まる30分前までに全乗客の完全名簿を送信する必要があります。
- APISクイックエリリー (AQQ) モードでは、搭乗前、旅客がフライトにチェックインするごとに、リアルタイムで航空会社から送信することができます。
- いずれのオプションでも、旅客が審査をクリアするまでは、その旅客の搭乗を航空会社は許可しません。

外国の港から米国に向かう船舶の場合、乗客と乗務員の到着名簿データを到着の24～96時間前に送信するという現行の規定は変わりませんが、米国から出発する場合、船舶会社は、APISデータを出港前60分までに送信する必要があります。

パートVIII:

人身売買

人身売買の可能性

人身売買は意思に反し、身体的または精神的な強要を通じて人間性を強制搾取することであり、人権に反する犯罪行為です。

人身売買はいくつかの面で密入国とは異なりますが、人身売買と密入国を分ける一線は人間性を搾取するという点です。密入国は自発的なものであり、一般に密入国業者との関係は国境通過後に終わります。

航空会社の担当者の皆さんは、搭乗者を観察できる特別な立場にあり、そうでなければ見逃されてしまったであろう徴候を目にする機会を有します。

CBP管理官は人身売買の被害者を発見する訓練を受けています。米国のすべての人間は、たとえ不法滞在者であっても米国法によって保護され、その対象となっています。CBPでは他の連邦政府パートナーとの綿密な協力を通じて、避難場所を提供し、医療機関やその他の支援を紹介しながら、人身売買被害者の保護に努めています。



写真：Kay Chernush (米海軍兵)

ひとのいのちを奪うのは、死だけではない。

油断しない。強くあれ。自由であれ。
人身売買防止

ビザの有無にかかわらず、あなたは米国内での権利があります。次のような場合には助けを求めてください：

- 身分証明書が懐かに取り上げられている。
- 職従業者や雇い主に対して借金があって、そのために働かなければならない。
- 自分の意思に反して働かされたり、性的な行為をさせられている。
- 自分や家族が、脅されたり虐待されたりしている。

24時間対応フリーダイヤル：1.888.373.888



U.S. Customs and Border Protection

U.S. Customs and Border Protection
Washington, D.C. 20229

www.cbp.gov

Publication 0255-0414
Japanese